

スクールソーシャルワーカーの増員を求める意見書

日ごろから教育行政の推進にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、2019年1月には本市に在住歴のある児童の虐待死という痛ましい事件が起きてしまいました。本市議会においては、児童虐待死の再発を防止するために、あらゆる方策を講じるべきであるとの観点から、総務常任委員会・民生常任委員会で連合審査会を開催し、審査してまいりました。本事案の検証を行い、課題を明らかにし、今後の対応策に生かすべきであるとの方針から要保護児童対策地域協議会の検証報告を求め、中間報告がなされました。

報告を受けた結果、児童の安否確認ができる環境を整えるためには、学校での面談における養護教諭やスクールソーシャルワーカーとの情報の共有が重要であるとの認識になりました。現在本市に配置されているスクールソーシャルワーカーは2名ですが、中学校区は6校区あります。国の方針は各中学校区に配置することとなっていることから、糸満市議会の総意としてスクールソーシャルワーカーの増員を要求することが、不可欠であるとの結論に達し今回の意見書の運びとなりました。

スクールソーシャルワーカーの配置について、下記のとおり特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 スクールソーシャルワーカーを4名増員し、全中学校区への配置を求める以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

糸 満 市 議 会

あて先

意見書：沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長